

## 仕 様 書

### 1 件名

令和7年度秦野市糖尿病性腎症重症化予防事業委託業務（単価契約）

### 2 目的

糖尿病性腎症の重症化予防が必要と思われる被保険者（国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者）に対して、保健指導等を行うことで、糖尿病の重症化を防ぎ、腎不全の悪化及び人工透析への移行を防止することを目的とする。

### 3 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日

### 4 業務内容

#### (1) プログラムの作成

ア 受注者は、発注者と協議の上、事業の全体像を記したプログラムを作成する。事業に関し、「糖尿病性腎症重症化予防プログラム（日本医師会・日本糖尿病対策推進会議・厚労省）」、「神奈川県糖尿病対策推進プログラム（神奈川県医師会・神奈川県糖尿病対策推進会議・神奈川県）」、「標準的な健診・保健指導プログラム」を十分に参照することとし、糖尿病性腎症重症化予防に効果のある内容とすること。

イ 事業実施の評価方法については、事前に発注者と協議の上、決定する。

#### (2) データの提供

保健指導対象者の選定は発注者で行うものとし、保健指導対象者のデータを受注者に提供する。

#### (3) 保健指導への参加勧奨の実施

ア 受注者は、「参加勧奨通知」、「参加同意書」、「糖尿病保健指導確認依頼書」、「案内パンフレット」、「参加勧奨用封筒」（以下、「参加勧奨通知等」という）の内容について、発注者と協議し、作成する。

イ 受注者は、発注者が選定した保健指導対象者のリスト（国民健康保険・後期高齢者医療保険制度加入者）を基に、参加勧奨通知等を郵送する。

なお、発注者が作成した別紙「糖尿病重症化予防プログラムに関するアンケート」を同封し、郵送すること。

郵送にかかわる費用は、委託費に含めるものとする。

ウ 保健指導対象者数は国民健康保険加入者で100名程度、後期高齢者医療保険加入者で100名程度を予定しており、うち保健指導の参加人数は、国民健康保険及び後期高齢者医療保険加入者で15名ずつを予定

(上限)とする。受注者は、予定数を満たすよう、電話や通知等による参加勧奨を実施する。

なお、電話による参加勧奨については「糖尿病性腎症重症化予防プログラム（日本医師会・日本糖尿病対策推進会議・厚労省）」、「神奈川県糖尿病対策推進プログラム（神奈川県医師会・神奈川県糖尿病対策推進会議・神奈川県）」、「標準的な健診・保健指導プログラム」の知識を十分に理解した者で実施し、保健指導対象者の特性に合わせて行うこと。

また、参加勧奨に必要な情報は、発注者から提供する保健指導対象者のリストに掲載する。

エ 受注者は、保健指導対象者から、保健指導の参加同意が得られた場合（以下、「保健指導参加者」という。）かかりつけ医の診療方針を確認するため、「糖尿病保健指導確認依頼書」を受領する。

オ 受注者は、保健指導参加者と連絡を取り、面談日を取り決める。

#### (4) 保健指導の実施

受注者は、保健指導参加者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣改善のための取組みを継続的かつ効果的に行うことができる個別の支援計画を提供するとともに、保健指導参加者に対して、病状（かかりつけ医の治療方針）及び個人の生活状況や思いを考慮して、次のとおり、保健指導を行う。

ア 国民健康保険加入者及び後期高齢者医療制度加入者のいずれも6か月間で実施すること。

イ 国民健康保険加入者は、電話またはオンライン面談による指導を8回以上行う。後期高齢者医療制度加入者は、面談による指導を2回以上及び電話またはオンライン面談による指導を6回以上行う。また、参加者が希望する場合はスマートフォンデバイスのアプリ等によるチャット機能にて指導も可能とする。なお、オンライン面談及びチャット機能における通信不良、操作方法等に関する問い合わせには受注者が対応すること。

ウ 後期高齢者医療制度加入者に実施する面談は、保健指導参加者が指定会場へ来庁する「会場型」とICT活用による「Web型」に対応できるものとする。

なお、「会場型」で使用する会場は、発注者で用意することとする。また、ICT活用による「Web型」で使用する機器等に係る費用については、委託料に含むものとする。

エ 服薬管理、食事療法、運動療法等について、当該指導期間の生活全般に係るマネジメント及び保健指導を行うこと。その際、受注者はライフログが記録できるスマートフォンデバイスのアプリ等を用意し、希望者にはウェアラブルデバイス（例：CGM：持続血糖測定）の提供を行い、保健

指導参加者にライフログを記録させることで、保健指導の参考にすること。

なお、スマートフォンアプリの利用方法等を含むプログラムの事前説明会を希望者に対して開催し、わかりやすく説明すること。

また、後期高齢者医療制度加入者については、フレイル予防を目的とした指導も併せて行うこと。

オ かかりつけ医と連携し、指導内容についての報告及び必要に応じて相談を行うこと。

カ 本市の健康づくり事業や介護予防事業について、保健指導参加者へ情報提供の協力を行うこと。

キ 4(1)イで定めた評価を行うために、検査項目、行動変容、意識の変化等(自身の健康状態・合併症の理解度を含む)について、アンケート票等により収集すること。

検査項目は、介入前後の比較ができるよう、原則、介入前は、かかりつけ医が記載した「糖尿病保健指導確認依頼書」の検査値を用い、介入後については、事業終了時の直近の検査値を把握すること。

ク 必要に応じて、事業内容、具体的な支援状況、評価に関することについて、発注者と連携を行うこと。

ケ 保健指導中断者(参加申込後や保健指導期間中に連絡がとれなくなった者等)については、状況を把握するとともに、継続に向けた調整を行う。やむを得ない理由で継続が困難な場合は、発注者へ報告すること。

#### (5) 月次報告書、事業評価報告書の提出

次の報告書について、国民健康保険と後期高齢者医療制度加入者に分けて作成すること。

ア 保健指導の参加勧奨における対応結果リスト(電話回数や状況、拒否等の理由がわかるもの)

イ 実施状況報告書

月単位で進捗状況を報告すること。なお、保健指導参加者の指導内容については、毎月、かかりつけ医及び発注者に提出する。また、発注者から求められた際は、途中経過を報告するものとする。

ウ 事業評価報告書

全保健指導完了後、効果分析を行い、個別の評価及び全体の評価(参加率、血液検査データ、保健指導参加者からのアンケート等)をまとめた事業評価報告書を提出する。

## 5 人員体制

- (1) 保健指導を行う人員は、糖尿病療養指導士の資格を持つ専門職とし、本事業の実施に際し対象者数に見合った十分な人員を配置すること。
- (2) (1)の専門職は、「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」、「神奈川県糖尿病対策推進プログラム」及び「標準的な健診・保健指導プログラム」を熟知していること。  
また、糖尿病及び慢性腎臓病（CKD）の病態や治療方法について、専門医による講習や各学会のガイドライン等により、あらかじめ介入に必要な知識及び技術を習得していること。
- (3) 後期高齢者医療制度加入者へ運動療法を行うに当たり、介護予防主任指導員または介護予防運動指導員からの助言を随時受けられる体制を確保すること。
- (4) 原則、保健指導参加者1人に対し、同じ専門職が、初回面談から最終面談までを担当すること。
- (5) 参加勧奨及び保健指導を実施する人員は、本事業の対象者及び利用申込者の他、当該利用申込者のかかりつけ医等と良好なコミュニケーションを構築すること。

#### 6 問い合わせに係る対応

保健指導対象者へ送付する「参加勧奨通知等」に問い合わせ先（電話番号）を記載し、平日の午前9時から午後5時の間、保健指導対象者からの質問に返答できるよう、基礎知識を有する者が対応すること。

#### 7 個人情報保護・セキュリティ要件

受注者は、個人情報及び発注者の情報資産の取り扱いについて、下記のことを遵守するものとする。

- (1) 受注者は、本業務を処理するため個人情報および特定個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法を遵守しなければならない。この契約期間終了後または契約を解除した後においても同様とする。
- (2) 発注者が提供したデータ及び記録媒体、資料について改ざん、複写または複製してはならない。
- (3) 発注者が提供した各種データは、本業務を履行する目的にのみ使用すること。
- (4) プライバシーマークまたはISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）のいずれかの認証を取得していること。
- (5) 本業務で使用するデータ及び印刷物の個人情報が外部に漏れることのないよう、その運搬及び保管に関しては十分注意すること。

8 業務の報告は、「秦野市糖尿病性腎症重症化予防事業報告書」の書式で速やかに行うこと。

9 その他

- (1) 受注者は、委託業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 本業務に係るデータ処理、システム設定及び利用、受注者が発注者の事務所に持ち込む磁気媒体及び鍵付ケース等、事務用品及び図書の購入、民間輸送サービスに係る経費については委託料に含めるものとする。
- (3) この事業に係る保健指導参加者の自己負担額は無料とする。保健指導等に係る必要な教材等、全ての経費は委託料に含めるものとする。
- (4) 業務中に生じた諸事故ならびに秦野市及び第三者に与えた損害に対しては発注者の指示のもと、受注者の責任において処理するものとする。
- (5) この仕様に定めのない事項については、あらかじめ、発注者及び受注者の協議の上、業務を行うものとする。